



学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の作成についてのお願い

さいたま市教育委員会

学校では、食物アレルギーを有し、学校での対応が必要な児童生徒の保護者に対して、原因食物の除去を指導している主治医に記載していただいた「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を学校へ提出していただくよう求めています。

必要に応じて、保護者を通じて学校からより詳細な情報提供や指導助言をお願いすることもありますので、御協力くださいますようお願いいたします。

<作成にあたっての留意点について>

- 1 現在の状況及び今後1年間を通じて予想される状況を記載します。
- 2 食物アレルギーは、成長とともに寛解することがあるので、毎年、対応の見直しが必要です。また、症状等に変化がない場合であっても、配慮が必要な間は、毎年新しいものを学校へ提出することになっています。また、対応に変化があった場合は、提出から1年未満でも学校生活管理指導表にてお知らせください。
- 3 記載については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(財団法人 日本学校保健会)を参考にしてください。
参考 URL : <http://www.gakkohoken.jp/modules/books/index.php?fct=photo&p=51>
- 4 学校生活において、配慮が必要とする場合にのみ作成するものです。I g E抗体等検査結果が陽性でも、除去などの配慮が不要な食物については記入する必要はありません。
- 5 原因食物の除去を指導している主治医が記入してください。判断に迷う場合や、より専門的な診療が必要な場合には、専門の医療機関を受診するよう紹介してください。
- 6 緊急連絡先医療機関については、「B. アナフィラキシー病型」や「D. 緊急時に備えた処方薬 2. アドレナリン自己注射薬(エピペン®)」に○がついている場合には、必ず記載してください。緊急時の受け入れができない場合には、受け入れ可能な医療機関名を記載してください。
- 7 食物アレルギー・アナフィラキシー病型について、過去にアナフィラキシーの既往がある場合には、左のアナフィラキシー欄の「あり」に○をつけてください。アナフィラキシーとは「複数の臓器にわたり症状がみられた」場合を意味します。蕁麻疹だけがみられるものは含まれません。

<診断根拠(必須)>

一般に食物アレルギーを血液検査だけで診断することはできません。実際に起きた症状と食物経口負荷試験などの専門的な検査結果を組み合わせ、医師が総合的に診断します。したがって、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）には、検査のデータ等の記載は不要です。

食物の除去が必要な児童生徒であっても、あまりに除去品目が多い場合には、不必要な除去を行っている可能性が高いと考えられます。除去品目が多いと食物アレルギー対応が大変になるだけでなく、成長発達の著しい時期に栄養のバランスが偏ることにもなるので、そのような場合には、「診断根拠」欄を参考に、保護者と相談しながら慎重に診断をしていくことが必要です。

① 明らかな症状の既往

過去に、原因食物の摂取により明らかなアレルギー症状が起きているので、診断根拠として高い位置付けになります。

ただし、鶏卵、牛乳、小麦、大豆などの主な原因食物は年齢を経るごとに耐性化すること（食べられるようになること）が知られています。実際に、乳幼児早期に発症する食物アレルギーの子どものおよそ9割は、就学前に耐性化するので、直近の1～2年以上症状が出ていない場合には、「明らかな症状の既往」は、診断根拠としての意味合いを失っている可能性もあります。主な原因食物に対するアレルギーがあり、耐性化の検証が行われていない場合には、既に食べられるようになっている可能性も十分に考えられます。

② 食物負荷試験陽性

食物経口負荷試験は、原因と考えられる食物を試験的に摂取して、それに伴う症状が現れるかどうかをみる試験です。この試験の結果は、上記①に準じたものと考えられるため、診断根拠として高い位置付けになります。ただし、①の場合と同様に主な原因食物についての1年以上前の食物経口負荷試験の結果は信頼性が高いとは言えませんので、再度食べられるかどうか検討する必要があります。

また、アナフィラキシー症状を起こす危険性が高い場合や、直近の明らかな陽性症状、血液検査などの結果などによっては、食物経口負荷試験の実施を省略して診断することもあります。

③ IgE抗体等検査結果陽性

鶏卵や牛乳などの主な原因食物に対するIgE抗体値が高値の場合には、③だけを根拠に診断する場合もあります。しかし、一般的には、血液や皮膚の検査結果だけで食物アレルギーを正しく診断することはできません。検査が陽性であっても、実際は食べられる子どもが多いのも事実です。そのような場合には、記載する必要はありません。